

# 第四十八回国会 衆議院 議院運営委員会 議事録 第二十六号

昭和四十年三月三十日(火曜日)

午後一時七分開議

出席委員

委員長 坪川 信三君

理事 小平 久雄君 理事 草野一郎平君

理事 金丸 信君 理事 細田 吉蔵君

理事 柳田 秀一君 理事 堂森 芳夫君

理事 中嶋 英夫君 理事 鈴木 一君

理事 兵輔君 田中 六助君

理事 竹内 黎一君 塚田 徹君

理事 西ヶ久保重光君 安宅 常彦君

西村 関一君

委員外の出席者

議長 船田 中君

副議長 田中伊三次君

事務総長 久保田義麿君

本日の会議に付した案件

議員毛利松平君請暇の件

本会議における議案の趣旨説明聴取の件

庶務小委員長の報告

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案起草の件

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案起草の件

本院職員に賄雑費支給の件

院内営業許可の件

図書館運営小委員長の報告

国立国会図書館職員に賄雑費支給の件

裁判官訴追委員会事務局職員及び裁判官弾劾裁判所事務局職員に賄雑費支給の件

本日の本会議の議事等に関する件

○坪川委員長 これより会議を開きます。

まず、議員請暇の件についてであります。議員毛利松平君から、海外旅行のため、四月六日から十九日まで十四日間請暇の申し出があります。

本件は、これを許可すべきものとし、本日の本会議においてこれを決定するに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○坪川委員長 次に、本会議において趣旨説明を聴取する議案についてであります。内閣提出にかかる地方住宅供給公社法案は、本日の本会議において趣旨の説明を聴取し、質疑を行なうこととするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本案の趣旨説明は小山建設大臣が行ない、右の趣旨説明に対し、日本社会党の實川清之君から質疑の通告があります。

質疑時間は、十五分以内とするに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、質疑者の要求大臣は、お手元の印刷物のとおりであります。

地方住宅供給公社法案(三、九内閣提出)

趣旨説明 建設大臣 小山 長規君

質疑 疑 総、建、労 實川 清之君(社)

○坪川委員長 次に、庶務小委員長から報告のた

め発言を求められております。これを許します。小平久雄君。

○小平(久)委員 昨日の庶務小委員会において協議決定いたしました各案件について、順次御報告いたします。

まず、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案は、立法事務費の月額を現行の三万円から四万円に改めるものであります。

次に、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案は、秘書の滞在雑費の日額を、現在一人は五百五十円、他の一人は四百五十円でありましたのを、一律に六百円に、また、閉会中雑費の月額を、一人は八千二百五十円、他の一人は六千七百五十円でありましたのを、一律に九千円に増額改定するものであります。両法律案とも昭和四十年四月一日から施行しようとするものであります。

次に、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案は、職員定員千六百六十六人を千六百五十二人に改めようとするもので、新第二議員会館要員として三十六人を増員するものであります。

次に、賄雑費支給の件であります。国会議員の給与等に関する規程第十三条の規定により、国会開会中の事務の状況に従って、毎年年度末に支給いたしましたしておりますが、本年も昨年同様支給したいと思っております。

次に、院内営業許可の件であります。尾崎会館食堂並びに第一議員会館食堂のニュー香澄については、従来どおりの形とし、その他の営業者については、六月末日まで三カ月間を限り営業を許可することにいたしました。なお、若干の料金の改定を認めることといたしました。

以上の各案とも、庶務小委員会において協議の上、いずれも全会一致をもって決定いたしましたものであります。案文はお手元に配付いたしております。おとりでありますから、御承認のほどをお願い申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律(昭和二十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第三条中「三万円」を「四万円」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

理由

国会の各会派に対し交付する立法事務費の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費は、約八千六百万円であつて、昭和四十年年度予算に計上済みである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

国会議員の秘書の給料等に関する法律(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条中「(以下「秘書官相当額」という。)」及び「(以下「行政職相当額」という。)」を削る。

第二条中「秘書官相当額の給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額五百五十円、行政職相当額の

給料月額を受ける者にあつては日額四百五十円を「日額六百円」に改める。

第二条の第二項本文中「秘書官相当額の給料月額を受ける者」は月額八千二百五十円、行政職相当額の給料月額を受ける者にあつては月額六千七百五十円を「月額九千円」に改める。

附則

この法律は、昭和四十年四月一日から施行する。

理由

国会議員の秘書の滞在雑費及び閉会中雑費の額を改定する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、約三千六百五十七万円であつて、昭和四十年年度予算に計上するものである。

衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案

衆議院事務局職員定員規程（昭和三十三年三月二十八日議決）の一部を次のように改正する。第一条中「千六百十六人」を「千六百五十二人」に改める。

附則

この規程は、昭和四十年十一月一日から施行する。

○坪川委員長 たいだいまの報告に対し、何か御質疑はありますか。

○安宅委員 満場一致というお話だけれども、ほくは、本委員会では満場一致制でやるのが原則ですから、ここで採決したら、あとに悪例を残すと思うから、退席しますが、ただ一つ、賄雑費については、私は最後まで反対、こういう意思表示を

しているもので、満場一致といわれたら困る。

○小平（久）委員 それはおかしいので、なるほど反動的な、あるいは強い御希望はありましたが、採決の際には明確に意思表示はなかつた。それをいままさらそんなことを言われるのは、はなはだ迷惑ですよ。

○安宅委員 そんなことはありませんよ。私は反対ということをはっきり言いましたよ。

○細田委員 あれはそのときの勢いで言っただけで……。

○小平（久）委員 委員長にはそんなことははっきり聞かされた。それは、柳田君がいて、柳田君にもちろん御了承願つたことであつて……。

○安宅委員 柳田さんが賛成したつて、私は反対したので。

○坪川委員長 それでは、国会における各会派に對する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案及び国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案については、お手元の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の法律案とし、また、衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案については、お手元の案を委員会の成案と決定し、これを委員会提出の規程案とするに御異議ありませんか。

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

また、賄雑費支給の件及び院内營業許可の件は、小委員長報告のとおり決定するに御異議ありませんか。

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○坪川委員長 次に、たいだいま決定いたしました国会における各会派に對する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案及び衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する

規程案は、本日の本会議に緊急上程するに御異議ありませんか。

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○坪川委員長 次に、図書館運営小委員長から報告のため発言を求められております。これを許します。細田吉蔵君。

○細田委員 昨日の図書館運営小委員会におきまして、賄雑費支給の件について種々御協議を願いました結果、図書館職員に對し昨年と同様の額を支給することに決定いたしました次第であります。以上、御報告いたします。

○坪川委員長 たいだいまの報告に対し、何か御質疑はありますか。

○中嶋（英）委員 質疑というか、要望といふますか、図書館の職員の賄雑費に関しては、衆参両院の職員の賄雑費に比べて非常にアンバランスがある。それが国立国会図書館職員の勤務状況にも心理的に非常に好ましくない影響を与えておるといふ傾向があります。ただ、すでに予算案の内示を受けて議運で話し合があつた場合には了承を承えていただきますので、きょうここで反対と言つても無理だと思つて、先ほど安宅さんからもお話がありました。賄雑費の件については、ひとつ今後適切妥協、しかも公平であるように改善することを関係各位に要望しておきます。それに対して小委員長のほうからお答えをお願いします。

○細田委員 昨日も実は案件としてよふ全会一致で決定したわけでございますが、いま中嶋委員から御発言のような御意見がございました。実は昭和四十年年度の図書館の賄雑費についての予算が一応出ておるわけでありまして、ただ、今後の問題として、いま中嶋さんからの御発言のような点もございまして、図書館運営小委員会といたしまして、さらに十分趣旨を尊重して検討しよう、かようなことになつた次第であります。

○安宅委員 そのことについて私が反対だとか反

対でないとかいろいろ話がある出ましたけれども、反対した理由はいろいろあります。中嶋さんが言つたように、何とか努力をする方法はないのか。そうしたら、四十年年度の予算にもすでにある額はきめられておる、そういう努力をしたんだという努力が努力では困るので、さらにそれ以上の努力をしなければならぬのじゃないか、それくらのことは言えないのか。それは努力する必要はないみたいな話になつたから、それは努力するという立場のことは、ほんとうに努力することをやはり行動であらわさなければならぬと思つたのです。そういう意味ですから、たとえば四十年年度の予算には賄雑費は一割増しで組まれているから、このたびはこのとおり。そうすると、四十年年度のこの議論になるときは、すでに予算が一割増しで組まれておるのですからそれは努力したんだでは、まだ予算が正式に成立する前に議論するので、さういふときには、この次の予算のときに一割増ししたのが、それが努力でございましてという努力では話にならないのじゃないか。だから、努力するといふことは、さらに次の支給期のときにどうするかといふことを努力するのが努力なんです、そういう意味の努力でなければ、努力しますよとか何とかといふ意味がないのじゃないか、こつこつ努力することを私が発言したら、そんなことまでいま努力する必要はないじゃないかといふ話だから、それでは努力するなといふ一般的なことは、議事録に残しても何にもならないじゃないか、だから私は反対だ、こつこつ努力する。そういう意味でほんとうに努力するといふ私の言うような趣旨をぜひ委員長御記憶にとどめておいていただきたいと思います。

○小平（久）委員 たいだいま安宅君からの御発言ですが、それは今後だんだんそういう点を意を用いて一般的に努力していくのはいい。しかし、安宅君の話はもう少し具体的で、予算のいわば流用、それまでしてでも、四十年年度は一割増しになつてゐるが、それをさらに一割増し以上にやれ、安宅君の御主張は、せつじ詰めればこつこつ御趣旨で

す。しかし、まだ予算は衆議院を通過して参議院でいま審議中のことだから、いまの段階においてわれわれが予算の流用にまで努力するとはわれわれはとも明言はできない、こういう趣旨のことをわれわれは言っているわけだ。

○安宅委員 そのういことを言うからおかしなもので、それだったら、予算は当初の予算で済むが、国家公務員等の給料というものは、その後人事院勧告があれば、追加予算なりいろいろなことが出てくるのだから、そういうことも踏まえながら、いま流用せいでまで確定的な発言を私はしていませんよ。流用するなりその他の方法は大蔵省で認めないという話も出たから、認めるか認めないかはやってみなければわからないのです。そういうことを含めて努力するということができれば、もう一割増しの予算を組んでいるから、それがすなわち努力だという、そういう意味では話にならぬということも言っているのです。予算の流用を必ずせいなんという、そういうものを含めて努力する方法があるのじゃないかということも私は言っているのですから、そういう確定的なことをぼくが言ったように小平さんが言われたのはそれは間違いで、私の言っていることが筋が通っていると思っております。

○坪川委員長 ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○坪川委員長 速記を始めて。

○中嶋(英)委員 賄雑費の問題については、各委員の中にもいろいろな意見があるので、それらの意見を庶務小委員長あるいは図書館運営小委員長のほうで十分御参酌願って、御善処願いたい、こう思うわけです。

○坪川委員長 それでは、図書館職員に賄雑費支給の件は、小委員長の報告のとおり決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○坪川委員長 次に、裁判官訴訟委員会及び裁判官弾劾裁判所の事務局職員に賄雑費支給の件についてであります。事務総長の説明を求めます。

○久保田事務総長 たいま本院職員に賄雑費を支給する件について御承認いただきましたが、裁判官訴訟委員会事務局職員及び裁判官弾劾裁判所事務局職員に対しても、昨年と同様にこれを支給することにつき御承認をお願いいたしたいと存じます。

○坪川委員長 たいまの事務総長の説明に対して、何か御質疑はありませんか。――それでは、裁判官訴訟委員会及び裁判官弾劾裁判所の事務局職員に賄雑費支給の件は、事務総長から説明のありましたとおり決定するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○坪川委員長 次に、本日、内閣委員会の審査を終了した労働省設置法の一部を改正する法律案、また、大蔵委員会の審査を終了した日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案並びに所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案について、両委員長から緊急上程の申し出があります。

右各案は、本日の本会議に緊急上程するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○坪川委員長 御異議なしと認めます。よつて、さう決定いたしました。

○坪川委員長 次に、本日の本会議の議事の順序について、事務総長の説明を求めます。

○久保田事務総長 ます、請暇をお願いいたします。次に、日程第一に入りまして、文教委員会の理事の上村千一郎さんが御報告になります。共産党が反対でございます。次に、たいま御決定願いました緊急上程の労働省設置法の一部を改正する法律案を議題といたしまして、河本内閣委員長の御報告があります。共産党が反対でございます。次に、大蔵委員会から上がってまいりました日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の外三案を一括いたしました。吉田大蔵委員長が御報告になります。共産党が反対でございます。次に、国会における各党派に対する立法事務費の交付に関する法律の一部を改正する法律案、国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案及び衆議院事務局職員定員規程の一部を改正する規程案を一括いたしました。坪川議院運営委員長が趣旨説明をなさいました。共産党は立法事務費と秘書の給料のほうは反対でございます。それが終わりました。趣旨説明に入りまして、地方住宅供給公社法案の趣旨説明を小山建設大臣がなさいまして、これに対し、社会党の實川清之さんが質疑をなさいました。

以上でございます。

○坪川委員長 それでは、本会議は、午後一時五十分予鈴、午後二時から開会することといたします。

○坪川委員長 次に、次回の本会議の件についてであります。次回の本会議は、明三十一日水曜日午後二時から開会することといたします。

また、次回の委員会は、同日午前十一時理事会、理事会散会後委員会を開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。  
午後一時三十一分散会

昭和四十年四月一日印刷

昭和四十年四月二日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局